

平成31年 藤枝市議会2月定例会

建設経済環境委員会委員長報告書

(議案審査)

平成31年3月20日

[本 会 議]

建設経済環境委員会に付託されました、議案10件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に報告いたします。

最初に、第3号議案

「平成31年度藤枝市簡易水道事業特別会計予算」

について申し上げます。

歳出の1款1項2目、施設管理費について

初めに、「前年度と比べ増額となった理由を伺う。」

という質疑があり、

これに対して、「上水道事業との統合を見据えた、配水池はいすいちの耐震診断の費用や停電に備えた発電機の購入費である。」

という答弁がありました。

次に、「同じく施設管理費の用地調査業務委託料について、詳細を伺う。」

という質疑があり、

これに対して、「とのにしのたいら殿西ノ平と朝比奈中央の2つの区域の水源と配水池はいすいちを1つに集約するための用地買収に伴う測量費である。」

という答弁がありました。

このほか特に報告いたす質疑もなく、採決の結果、

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第5号議案

「平成31年度藤枝市公共下水道事業特別会計予算」
について申し上げます。

歳出の1款3項1目、下水道整備事業費について

「前年度比約4億5,800万円の大幅な減額となっているがその理由を伺う。」

という質疑があり、

これに対して、「平成30年度で浄化センターの設備工事が一段落するためであり、平成31年度は新たな5カ年の長寿命化計画の初年度となり、実施設計が主となるため、一時的に工事費が減ることによるものである。」

という答弁がありました。

このほか特に報告いたす質疑もなく、採決の結果、
全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第7号議案

「平成31年度藤枝市農業集落排水事業特別会計予算」
について申し上げます。

歳入の２款１項１目、施設使用料について

「収納率を伺う。」

という質疑があり、

これに対して、「平成２９年度は９７．２％である。」

という答弁がありました。

このほか特に報告いたす質疑もなく、採決の結果、
全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第１０号議案

「平成３１年度藤枝市内陸フロンティア事業特別会計予算」
について申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり
可決すべきものと決定いたしました。

次に、第１２号議案

「平成３１年度藤枝市水道事業会計予算」について
申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり
可決すべきものと決定いたしました。

次に、第26号議案

「消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例」のうち、本委員会に分割付託された条項について申し上げます。

質疑はなく、討論に入り、

「安倍政権のいう賃金上昇などのアベノミクス好景気が勤労統計調査の偽装によりその前提が崩れ、さらに内閣府は、景気動向指数による基調判断が5年振りに下方への局面変化を示していると発表した。それにもかかわらず、政府は強行的に消費税を増税させようとしており、それに基づく各施設使用料の値上げは、物件費など実際の値上げ分に係る箇所に限る値上げであってもすべきではないと考えることから、本議案に反対である。」という討論がありました。

次に、「本年10月に増税となれば、これは当然準備するところであり、税率引上げに伴う市の関係条例を改正して対応することは了^{りょう}とするところである。また、10月に備え、年度初めに準備することは周到^{しゅうとう}なことと考えられるため、本議案に賛成である。」

という討論がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第30号議案

「藤枝市営バスの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第31号議案

「藤枝市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」について申し上げます。

「事業区域の面積が1,000平米以上となっているが、それ未満の面積の案件が隣接地等で複数件出てきた場合はどのように考えているか伺う。」

という質疑があり

これに対し、「第3条で事業区域を“事業を行う一団の土地で、継続的又は一体的に事業を行う土地を含む。”と定めている。隣接地との距離を具体的な数値等で

定めているわけではないので、そうした案件が出てきた際には、一体的かどうかを審査して判断する。」

という答弁がありました。

このほか特に報告いたす質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、第38号議案

「市道路線の廃止について」及び

第39号議案

「市道路線の認定について」申し上げます

この2つの議案は関連があるため、一括での審査といたしました。

質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告いたします。